猟銃用火薬類の譲受許可申請手続について

平成29年７月

生活安全部生活環境課

猟銃所持者の皆さんが、公安委員会に対して猟銃用火薬類（実包等）を譲り受ける（購入する）ための許可申請を行う場合、猟銃用火薬類等譲受許可申請書のほか、法に基づき、

○　猟銃・空気銃所持許可証の提示（射的練習用途の場合）

○　第一種猟銃狩猟者登録証の提示（狩猟用途の場合）

○　鳥獣捕獲許可証又は従事者証の提示（有害鳥獣駆除用途の場合）

○　帳簿（猟銃用実包出納簿）の提示

○　前回の許可に係る猟銃用火薬類等譲受許可証の提示

○　現に交付を受けている猟銃用火薬類無許可譲受票の提示

を求め、１回の申請数量については、原則として800個以下の必要数量としていただいております。

猟銃所持者の皆さんには、法令で定めるもの以外に御負担をかけておりますが、警察としましては、猟銃及び猟銃用火薬類の適正な管理を図りたいと考えておりますので、御理解、御協力の程お願いします。

なお、猟銃用火薬類譲受許可申請書及び帳簿の記載要領について御不明な点は、所轄の警察署にお尋ねください。

注　帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者は20万円以下の罰金の刑に処せられるとともに、その所持許可を取り消されることがあります。